不在者投票の方法

・		
市区町村の選挙管理委員会 (江田島市)	選挙人	不在者投票を行う 市区町村の選挙管理委員会
江田島市の選挙人名簿に		
登録される条件		
江田島市に住民票がある方		
(注意)		
1 令和7年7月23日以降に		
江田島市に転入された方は、投		
票できません。		
2 広島県外に転出すると、選挙		
権がなくなるため、投票できま		
せん。		
①不在者投票証明書 ②投票用紙 ③投票用封筒 を封入(開封厳禁)して、選挙人 の方の滞在地に郵送します。	不在者投票の請求をする。	
	(請求期限:11月8日)	
	※告示日前から請求できます。郵	
	送に時間を要するので、早めに請	
	求してください。	
	(請求方法)	
	次のいずれかの方法で請求でき	
	ます。	
	1 不在者投票宣誓書·請求書	
	を郵送等してください。	
	2 江田島市公式LINEから	
	オンライン申請してください	
	(マイナンバーカードが必要	
	です。)。	
		選挙管理委員会職員の立会いの
		もと、不在者投票を行ってくださ
		V' _o
	滞在している市区町村の選挙管	投票後、不在者投票を受けた選挙
	理委員会に送付された封筒(書	管理委員会から江田島市選挙管
	類一式)を持参してください。	理委員会に投票用紙等が送付さ
	なお、封筒は、開封厳禁です。誤	れます。
	って開封した場合、投票できな	
	くなる場合がありますので、注	原則として、不在者投票は、市区
	意してください。	町村の執務時間内にしか行うこ
		とができません。詳細は、不在者
		投票を行う選挙管理委員会にご
		確認ください。